

「学校感染症」の取扱いについて

学校において特に予防すべき感染症(学校感染症)は、学校保健安全法によって規定されています。

感染の拡大を防止するため、「学校感染症」と診断されたら速やかに〈生徒手順〉に従って対処してください。

なお、本校独自の証明用紙は保健室に備えている外、本校 HP から取り出しも可能です。文書作成料金は病院によります。

〈生徒手順〉

- ① 医師の診断をうける。病名とおよその期間を担任に連絡する。
- ② 自宅で静養。途中自己判断で登校したり、実習だけ受けにきたりしないこと。
- ③ 治癒後の登校については、必ず医師の許可を得ること。
- ④ 登校可能になってから、本校の学校感染症罹患証明書を医師に記入してもらい、担任に提出する（出席停止扱い）。
他の証明書様式でもよいが、病名や登校してはいけない期間を明記してもらうこと。

〈参考〉

種 別	学校感染症の種類	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウィルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウィルス)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで * 左記以外に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第 1 種の感染症とみなす
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 (3 日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結 核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 (※)	学校医等その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで

※ その他の感染症 (第 3 種の感染症として扱う場合もある)

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐため、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第 3 種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められています。感染性胃腸炎もその 1 つの例としてあげられますが、本校でも先の条件以外の発生については、平成 31 年度より出席停止ではなく欠席としています。